

## 〈座談会〉

# 経営者保証ガイドラインと 廃業支援をめぐる諸論点(下)

北海道銀行 融資部  
上席融資役

佐々木 宏之

商工組合中央金庫 ファイナンス本部  
経営サポート部 コンサルティング室  
弁護士

濱井 耕太

高井総合法律事務所  
弁護士

高井 章光

阿部・井窪・片山法律事務所  
弁護士

横田 直忠(司会)

2024年10月7日開催

近年、安易な個人保証に依存した融資を抑制する動きが現れていますが、2023年11月には「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」が改定され、倒産時の個人破産を回避すべく、ガイドラインの基本的な考え方の一層の理解が求められています。本座談会では、前号13頁に続き同基本の考え方や「中小企業等の事業再生に関するガイドライン」等を織り交ぜながら、「経営者保証」の根本的な考え方から、「手遅れ倒産」を防ぐ早期廃業を目指すための有効策について事業再生に造詣の深い有識者の方々が検討します。

### 〈目次〉

- 一 「早期廃業」の決断のために  
経営者保証は廃止すべきなのか  
(前号)
- 二 経営者保証ガイドライン  
(単独型)《「手遅れ倒産」の  
保証人救済の議論》  
・ 基本的考え方に対する評価  
・ インセンティブ資産の認否  
・ インセンティブ資産算定のた  
めの見込額
- 三 事業再生等ガイドライン  
(廃業型)《「手遅れ倒産」の  
回避の議論》  
・ 廃業型私的整理手続の利点  
・ 主債務者の廃業型私的整理手  
続実施の課題は何か

### 経営者保証ガイドライン (単独型) — 「手遅れ倒産」 の保証人救済の議論

横田 続きまして、「経営者保証ガイドライン(単独型)《「手遅れ倒産」の救済の議論》に議論を移します。

昨今、いわゆる単独型の保証債務整理にも注目が集まり、今

後も普及していくのではないかと思っています。まず初めに、単独型の意義について、皆さんから一言ずついただきたいと思います。

佐々木 現在、ゼロゼロ融資の返済最中、様子を窺っている、会社の破産申立資金も残っていない状況で倒産するケースがかなり増えていきます。そうすると保証人も当然助けられませんが、会社をきちんと整理できるうちに廃業することが重要で、その結果、単独型により保証人も再起の機会が与えられます。このあたりの情報をより普及・浸透させていくことにより、今より廃業の決断を少し早めることができるのがこの単独型の意義だと思います。

経営者が、自社の経営が窮境に陥り倒産の一手手前に至っても、主債務の整理をきちんと行うことで経営者・保証人個人の破産は回避できることを知れば、廃業の決断を少しずつ早める効果があると考えます。

横田 個社ごとの廃業というよ

# クロスボーダー収納代行に関する リスクに応じたマネロン等金融犯罪対策

御堂筋法律事務所 東京事務所 弁護士 岡崎 頌史



本稿執筆時点(令和6年12月)において、令和6年9月25日に開始された金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」(以下、「令和6年WG」という)では、金融ビジネスについて、利用者、利用形態が広がり、新たな金融サービスが登場していることを踏まえ、ビジネスの健全な発展に資する規制のあり方について検討が行われており、クロスボーダーの収納代行サービスの規制のあり方についても議論されている。

本稿執筆時点(令和6年12月)において、令和6年9月25日に開始された金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」(以下、「令和6年WG」という)では、金融ビジネスについて、利用者、利用形態が広がり、新たな金融サービスが登場していることを踏まえ、ビジネスの健全な発展に資する規制のあり方について検討が行われており、クロスボーダーの収納代行サービスの規制のあり方についても議論されている。

一 クロスボーダー収納代行とは

## 1 業務のイメージ

収納代行サービスについて確

立された定義はないものの、概ね、「金銭債権の債権者から、当該金銭債権の弁済の代理受領権を与えられ、当該代理受領権に基づき、債務者から金銭を受け取り、当該金銭を債権者に渡すもの」と理解されることが多い。以下では、収納代行を反復継続して行う者のことを、便宜上、「収納代行業者」と呼称する。収納代行サービスの典型例としては、コンビニ、運送業者等の事業者が、債権者から代理受領の委託を受けて、債務者から商品等の代金を受領し、債権者に受け渡すことが想定される

(図表1)。また、これと異なり、債権者と債務者との間で、複数の収納代行業者が介在し、債権者から代理受領権を取得した収納代行業者が、さらにその直前に介在する収納代行業者に委託を行うこと等により、支払人から資金を受領する権限を付与するスキームにより、価値を移転させる事例が存在する。こうした価値の移転を国境を越えて行う事業者が、クロスボーダー収納代行業者として想定されている(図表2)。



# 金融取引法研究会 Report<sup>39</sup>

担当・事例設定：  
弁護士  
及部 裕輝

## 誤振込と相殺

今回は貸付債権と誤振込の預  
金債権の相殺についてとりあげ  
ていく。前回の研究会報告（本  
誌919号38頁以下）と同様に、  
法律上・実務上の様々な意見交  
換をしつつ、その対応に検討を  
要するテーマについて、質疑応  
答を行い、座談会形式で誌面に  
反映していく。また、ディスカッ  
ションにおける臨場感を誌面に  
反映させたいという思いから、  
可能な限り原発言をそのまま採  
用している。そのため、明快な  
記述ではない箇所や項目によっ  
ては最終的な結論に関する記述  
が欠けている箇所があることに  
ついて、ご容赦いただきたい。

なお、本報告の意見に関する  
部分は参加者の個人的な見解で  
あり、所属する組織の意見では  
ない。

〈座談会発言者〉※五十音順  
笹川 豪介  
（弁護士・株式会社レアゾン・ホー  
ルディングス 執行役員CISO  
／DPO コーポレート企画開発  
部長、インハウスハブ法律事務所、  
元信託銀行所属。当研究会座長）  
（以下五十音順）  
及部 裕輝  
（弁護士・元メガバンク法務部所  
属）  
金木 伸行  
（弁護士・岩田合同法律事務所）  
佐藤 亮  
（弁護士・みずほ銀行法務部）  
鹿浦 大観  
（弁護士・三井住友銀行）  
土屋 太輝

（弁護士・みずほ銀行）  
野島 葉子  
（弁護士・三菱UFJ銀行法務部）  
原 貴晃  
（弁護士・三菱UFJ銀行法務部）  
原澤 翔多  
（弁護士・岩田合同法律事務所）  
福谷 賢典  
（弁護士・島田法律事務所）  
藤井 友弘  
（弁護士・元メガバンク法務部所  
属）  
皆川 芳  
（弁護士・三菱UFJ銀行法務部）

〈事例〉

### 一 誤振込における貸付 債権との相殺の可否

- ・甲銀行…被仕向銀行／貸付人
  - ・A社…受取人／借入人
  - ・B社…振込依頼人
  - ・乙銀行…仕向銀行
- 1 甲銀行はA社に対して3000万円の貸付けを行っている。A社の財務状態は悪く、この2カ月の返済(100万円)が滞っており、普通預金残高は100円程度しかない。
  - 2 今般、A社の甲銀行の普通預金口座(以下、「本件口座」という)に、B社から100万円の振込がなされた。甲銀行の担当者は、未返済分の貸付債権との相殺を行うため、本件口座について支払いの差止めを設定した。そうしたところ、A社から「B社からの振込は、誤振込だ。最近、B社の支払口座を本件口座から乙銀行のものに変えている。この振込は契約上無効な振込であってB社に返却を要する預金なので、貸付債権との相殺は権利濫用になるはずだ」と伝えられた。
  - 3 その数日後、B社から甲銀行に対し、A社への振込に関して(仕向銀行を通じて)組戻しの依頼が

あった。B社の説明は、A社と内容であった。

なお、甲銀行の担当者が本件口座の半年間の異動状況を確認したところ、A社にはB社から定期的に100万円前後の振込がなされていたが、直近の2カ月間は、振込を確認できなかった。

前記1から3の事情を踏まえ、甲銀行の担当者は、貸付債権と普通預金の相殺を行うべきか。相殺した場合のリスクとして、どのようなものが考えられるか。

〈議論のポイント〉

① 誤振込と相殺に関する判断枠組み

振込依頼人と受取人との間の振込に係る原因関係の有無にかかわらず、受取人と銀行との関係では普通預金契約が成立し、受取人が預金債権を取得する(最判平成8・4・26民集50巻5号1267頁等)。

前記の考え方からすれば、誤振込であったとしても、銀行による相殺は原則として可能となる。ただし、銀行が誤振込であることを

認識していた場合、「正義・公平」の観点から、銀行の相殺による回収を認めない(＝振込依頼人に対する不当利得となる)とする次のような裁判例もある。

- ・振込依頼人が組戻しの手続きを依頼し、その際に被仕向銀行において受取人が所在不明であった承諾の手続きをとれない事情について「相当の説明」を受けていながら、誤振込の事実を確認せずに相殺した場合に、振込依頼人との関係で「法律上の原因を欠き、不当利得となる」として、結論として相殺による回収を否定(東京地判平成17・9・26金融・商事判例1226号8頁)。

・被仕向銀行が誤振込であることを知っている場合には、「正義・公平」の観念に照らし、預金契約が成立していないのと同様に構成して、振込依頼人との関係で不当利得になるとし、受取人が振込依頼人への返還に係る確実な認書を提出している等の事実関係のもと、結論として相殺による回収を否定(名古屋高判平成

17・3・17金融・商事判例1214号19頁)。

- ・口座の支払差止めの設定後、2年を超えても目立った入金がなかったものの、その後約330万円の入金がなされた等の事実関係のもと、「正義・公平」の観点から、結論として相殺による回収を否定(名古屋高判平成27・1・29金融・商事判例1468号25頁)。

② 相殺による回収の可否をどう判断するのか

「誤振込」であることをどのよう to 確認するのか。組戻し続がなされている場合には、原因関係についての調査を行うことなく、誤振込として取り扱うのか。不当利得返還請求を受けるリスクを踏まえても、なお相殺を行うべきか。

③ 本事例での対応方針

本当に誤振込なのか。原因関係の有無を、どこまで確認する必要があるのか。例えば、A社とB社との間の「支払口座変更契約」なる契約書が提示される可能性をどのように考えるか。